電気通信基盤充実臨時措置法第５条第１項の規定により、高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施計画の変更に係る認定を受けたいので、下記の資料を添えて申請します。

記

１　実施計画書（様式第十一号）
２　設備仕様書（様式第十二号）
３　系統図（光ファイバケーブル、ヘッドエンド等）伝送路図（光ファイバケーブル）（様式第十三号）
４　高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施スケジュール（様式第十四号）

記載上の注意

※　省略した書類の項目番号を記載すること。

○総務省告示第四百十一号

平成二十三年総務省告示第四百一号（電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件）第一項第七号の規定に基づき、総務大臣の行う証明に関する手続を次のように定め、平成二十三年八月三十一日から適用する。

平成二十三年八月三十日

総務大臣　片山　善博

（総務大臣の行う証明に係る申請）

第一条　電気通信基盤充実臨時措置法（平成二十三年法律第二十七号。以下「法」という。）第五条第三項に規定する認定計画（以下「認定計画」という。）に記載された電気通信設備のうち平成二十三年総務省告示第四百号（施設整備事業を推進するための基本的な指針）２一イ(4)に規定するサーバー用の電子計算機及びこれと同時に設置する光ファイバケーブル等（同(3)㋑に掲げるファイアウォール装置、同(1)㋕に掲げるルーター又はスイッチ、同(4)に規定する加入者系光ファイバケーブル及びサーバー用のオペレーティングシステムをいう。）について、平成二十三年総務省告示第四百一号（以下「手続告示」という。）第一項第七号に規定する総務大臣の証明を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、様式第一の証明申請書に様式第二の書類並びに別表第一及び別表第二に掲げる書類（以下「申請添付書類」という。）を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

（証明書の交付）

第二条　総務大臣は、前条の規定による証明申請書の提出があった場合において、当該申請に係る電気通信設備が認定計画に従って取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をしたものであって手続告示第一項第一号ロ(1)から(3)までに掲げる要件（基本指針２一イ(1)に規定する加入者系光ファイバケーブルにあっては、手続告示第一項第一号ロ(2)に掲げる要件に限る。）の全てを満たすものであると認めるときは、当該証明申請書にその旨を記入し、当該申請に係る証明書として申請者に交付するものとする。

（証明書の記載事項の変更に係る申請）

第三条　前条の証明書の交付を受けた法人は、証明書及び申請添付書類に記載された事項を変更したときは、様式第三の変更証明申請書に当該変更に係る申請添付書類を添えて、総務大臣の証明を受けなければならない。

２　前条の規定は、前項の変更に係る証明書の交付に準用する。

（証明の取消し）

第四条　総務大臣は、第二条（前条第二項において準用する場合を含む。）の証明書の交付を受けた法人が次のいずれかに該当するときは、証明を取り消すものとする。

一　第一条の申請に際して虚偽の申請を行ったとき。

二　前条の申請を怠ったとき又は同条の申請に際して虚偽の申請を行ったとき。

２　前項の規定により証明の取消しが行われた場合には、当該取消しに係る証明書の交付を受けた法人は、当該証明書を直ちに総務大臣に返還しなければならない。

様式第一（第一条関係）

電気通信基盤充実臨時措置法第５条第３項に規定する認定計画に従って取得等した電気通信設備であることの証明申請書

（総務大臣）　殿

申請年月日　　年　　月　　日

住所（ふりがな）

申請者名（ふりがな）（名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

（連絡先　電話番号：　　担当者：　　）

電気通信基盤充実臨時措置法第５条第３項に規定する認定計画に従って取得等した電気通信設備であることの証明を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

１　電気通信基盤充実臨時措置法第４条第１項の認定年月日及び認定番号

（同法第５条第１項の変更認定を受けた場合は、変更認定年月日及び変更認定番号も併せて記載する。）

認定年月日：　　年　　月　　日

認定番号　：　　号

（変更認定年月日：　　年　　月　　日）

（変更認定番号　：　　号）

２　添付書類

(1)　平成23年総務省告示第　　号様式第２

(2)　平成23年総務省告示第　　号別表第１に掲げる書類

(3)　平成23年総務省告示第　　号別表第２に掲げる書類

本申請に係る様式第２の電気通信設備は、電気通信基盤充実臨時措置法第５条第３項に規定する認定計画に従って取得等したものであることを証明します。

第　　号

年　　月　　日

（総務大臣記名押印）